

平成28年8月26日

総務省情報流通行政局

放送政策課 御中

一般社団法人日本新聞協会

メディア開発委員会

委員長 若林 哲治

「放送を巡る諸課題に関する検討会」第一次取りまとめ（案）に対する
日本新聞協会メディア開発委員会の意見

日本新聞協会メディア開発委員会は、今般示された取りまとめ案に対して、下記の意見を述べる。

当委員会は、メディアの多様性や多元性が担保され、国民の情報選択に資する限りは、NHKのインターネット利用を容認してきた。ただし、受信料制度との整合性や、民間による市場での公正な競争条件を確保することが前提である。

今般の取りまとめ案は、情報通信技術の発展をはじめとする社会環境の変化を踏まえ、放送が「その普遍的価値を確保しつつ、これからの新時代にふさわしい役割を果たしていくことができるよう、視聴者の視点に立った対応を検討していくことが必要である」（3ページ）とした。放送を巡る議論の前提として、我が国における表現の自由や民主主義の発展の確保、知的・社会的価値の創造といった放送の使命を明示したことは評価できる。この前提に立ち、放送と通信の連携、融合が進む現状における多元的なメディア環境を意識しつつ、放送の将来像に関する議論を進めていただきたい。

地方における放送の在り方として、視聴環境が変化する中でのビジネスとしての収益性と、地域情報や災害情報等国民に必要な情報を提供する公益性との両立に配慮することも必要である（19ページ）と指摘した。地方に限らず、新聞や放送などのメディアは公共的使命を果たすため、時には収益性を度外視して活動してきた。表現の自由や民主主義の発展を維持する観点から、放送全体の在り方に関する議論においては、メディアの多様性の確保も重要な論点であると考えている。

国民に必要な情報を提供することへの期待は、受信料を財源とする公共放送・NHKに対しては特に強く求められる。取りまとめ案でも、国民・視聴者からの信頼感がなければその期待に応えられず、提供するサービスには納得感が必要だ（20ページ）とした。しかしNHKは、公共放送として信頼感や納得感を得る努力を尽くさないまま、放送番組の常時同時配信を可能にする制度整備を要請している（36ページ脚注）。情報通信技術の発展に資するという理由のみで、常時同時配信が容認されることを強く危惧する。

「NHKの業務・受信料・経営の在り方は、相互に密接不可分なものであり、一体的に

改革を進めていくことが必要である」(36 ページ)との指摘に賛同する。一体的な改革を進めるためには、その検討もまた、一体的に行われるべきである。すなわち、受信料や経営の在り方について議論が定まらない段階でインターネット活用業務が拡大されることは、時期尚早と言わざるを得ない。検討会の構成員からも放送通信連携サービスの本格的実施は「公共放送としての先導的役割や受信料財源による業務であることに鑑み、受信料財源による業務範囲等について適切な規律を確保するとともに、(中略)公正競争確保の仕組みの構築等を行っていくことを条件」(37 ページ)として行うべきだとの指摘があった。放送と通信の融合が進む現状における公正競争、多様な言論の確保という観点から、新聞などメディアを取り巻く関係者の意見も十分に踏まえた議論を望みたい。

従来指摘されてきたとおり、NHKの経営においてグループ全体のガバナンスの改善や経営の透明性確保が求められる(36 ページ)ことは当然である。しかし、事業収入支出の適正性をレビューする第三者機関はいまだ設置されておらず、グループ会社の不祥事が相次いで発覚し、国民・視聴者の信頼を大きく損なった(40 ページ)。組織改編によって子会社の数は減ったもののグループ全体の従業員数や業務範囲は変わっていないことから、自己改革が進んでいるとは言い難い。こうした状況に鑑み、相互に密接不可分な業務・受信料・経営の在り方に関して、NHK内部の議論を全て公開し、その判断を国民的議論に委ねるべきである。

取りまとめ案は、放送事業者を取り巻く経営環境の変化を踏まえ、「認定放送持株会社制度の子会社数の制限の緩和等の制度整備について検討を進めていくことが適当である」(35 ページ)とした。2016年8月現在、認定放送持株会社は7社であり、制度導入によって経営環境の改善が目された地方局での活用事例は多くない。検討会のヒアリングにおいて、現行制度による地方局の統合は、救済のスキームにはなり得るが強化のスキームにはなりにくいのではないかと、との意見もあった。子会社数の制限緩和に限らず、制度全般の見直しを検討すべきだと考える。

以 上